

令和2年5月29日

保護者のみなさま

池田市教育委員会

臨時休業に伴う授業日数確保に係る夏季休業期間の短縮等について

万緑の候、保護者のみなさまには、新型コロナウイルス感染拡大に係る臨時休業期間中の学校の対応につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校では6月1日からの段階的な学校再開にむけ準備を進めているところですが、学校再開後、臨時休業によりできなかった学習を補うため、下記の通り夏季休業期間を短縮いたします。

また、内科検診や心臓検診が実施できていないことに鑑み、今夏の学校の授業（教育課程）におけるプール指導については実施を見送ることといたします。

保護者のみなさまにおかれましては、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 夏季休業の短縮

夏季休業期間は8月8日（土）～8月17日（月）とする

- ・ 7月31日（金）までは、通常授業（給食あり）
- ・ 8月3日（月）～7日（金）、8月18日（火）～26日（水）は午前中授業（給食なし）
- ・ 8月27日（木）以降は通常授業（給食あり）

※ 8月27日（木）からは新学校給食センターより給食を提供します。

2. その他

学校行事については、感染防止対策や授業時数の確保等の観点から、行事の見直しや実施の可否を含めた検討をしております。

また、夏季休業期間の短縮に加え、冬季休業期間の短縮についても検討しておりますことを申し添えます。

なお、詳細については、各学校から連絡いたしますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。